　別記第２号様式（第９条関係）

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 年　　月　　日  　北海道知事　様  申請者　住　　所  職　　業  氏　　名  電話番号  特別観覧承認申請書  　次のとおり北海道博物館資料の特別観覧の承認を受けたいので、北海道立総合博物館条例第13条第１項の規定により、申請します。 | | | | | |
|  | 資料品名 | | 点　　数 | 備　　考 |  |
|  | |  |  |
| 観覧日 | 年　　　　月　　　　日 | | |
| 観覧方法 | 閲覧　　模写　　模造　　撮影　　複写 | | |
| 観覧目的 |  | | |
|  | | | | | |

注　意

1. 北海道立総合博物館条例および北海道立総合博物館管理規則を遵守すること。
2. 博物館資料、施設、設備その他物品を損傷し、又は減失したときには、これを原形に復し、又はその損害を賠償しなければならないこと。

北海道立総合博物館条例（抜粋）

（特別観覧等の承認）

第13条　本館資料の閲覧、模写、模造、撮影及び複写（以下「特別観覧」という。）を行おうとする者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、知事の承認を受けなければならない。

２　開拓の村の展示建造物等及び管理棟の模写、模造及び撮影並びに交流館資料の模写、模造、撮影及び複写（以下これらを「特別利用」という。）を業として又は学術研究のために行おうとする者は、あらかじめ、指定管理者の承認を受けなければならない。

（特別観覧等の方法等）

第14条　特別観覧は、職員の指示に従って行わなければならない。

２　知事は、特別観覧の承認を受けた者が前項の規定に違反したときは、その承認を取り消すことができる。

３　特別利用は、指定管理者の指示に従って行わなければならない。

４　指定管理者は、特別利用の承認を受けた者が前項の規定に違反したときは、その承認を取り消すことができる。

北海道立総合博物館管理規則（抜粋）

（特別観覧等の時間）

第10条　特別観覧及び特別利用（条例第13条第２項に規定する特別利用をいう。以下同じ。）を行うことができる時間は、午前10時から午後４時までとする。

２　前項の規定にかかわらず、知事は、必要があると認めたときは、特別観覧の時間を変更することができる。

３　第１項の規定にかかわらず、指定管理者は、必要があると認めたときは、特別利用の時間を変更することができる。